

すみれ保育園重要事項説明書

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人日新福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 すみれ保育園
所在地 与那原町字板良敷 1425 番地

(保育理念)

第2条 人間らしく生きていける力を身につけ、平和と文化を継承できる人間に育てる。

(保育目標)

第3条 ①健康で意欲的に取り組む子
②仲間を思いやり、心やさしい子
③豊かな感性を持ち、思いを表現できる子
④規律を作り、守り、育てる力をもった子
⑤子どもらしい賢さのある子
⑥地域を愛する子

(保育方針)

第4条 個々の発達を見つめ、学童期を見通して幼児期に身につけさせたい力 [就学能力]
1, 基礎的運動能力
2, 豊かなはなしことば能力
3, 社会性能力
4, 概念形成能力を0歳～6歳まで系統的に組織化して能力を育てる。

(指導目標)

1, 遊びの中でやって良いことの分別が分かり、自分の気持ちを調整する力を育てます。
2, 友達の中で人間関係が豊かになり仲間を思いやる心を育てます。
3, 物事を理解する力、判断する力を育てます。
4, 自分のことは自分で出来るよう育てます。
5, 自分の思いを豊かに表現できる力を育てます。
6, 丈夫な体づくりをいろいろな活動を通して行います。
7, いろいろな活動を通して数や文字に興味・関心が持てるよう行います。
8, 自然に親しみ、自然を理解する力を育てます。
9, 飼育活動を通して命の尊さを学びます。

(利用定員)

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

単位：人

クラス	3号認定			2号認定			合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
定員	9	18	18	20	20	15	100

2 前項に関わらず、入園待機児解消のため、上記定員を超えて受け入れができるものとする。

(職員の職種、職員数)

園長	副園長	主任保育士	保育士	調理員	用務員	事務員	合計
1 (常勤)	1 (常勤)	1 (常勤)	9 (常勤) 6 (非常勤)	1 (常勤) 1 (非常勤)	1 (非常勤)	1 (非常勤)	22

(嘱託医)

沖縄協同病院	よなばる中央歯科
1	1

(提供する保育等の内容)

第6条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う

- (1) 特定教育・保育（第14条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ）
 - ・児童の各年齢別の発達に応じて第3条の保育目標を達成するよう保育計画を立てる。
- (2) 延長保育事業
- (3) その他保育に係る行事等

(利用の開始に関する事項)

第7条 当園に入園するときは、児童福祉法第24条の規定に基づき与那原町との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第8条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 利用乳児の保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について、重大な資料または困難が生じたとき。

(平等の原則)

第9条 当園は、利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は施設利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしない。

(保育を提供する日)

第10条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(休園日)

第11条 当園の休園日は次の通りとする。

- 1、日曜日・祝祭日・慰靈の日
- 2、12月29日から1月3日
- 3、その他、園長が臨時の休園を必要と判断した日

(保育を提供する時間)

第12条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11時間)
7時～18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 (8時間)
9時00分～17時00分までの範囲内で、保護者が必要とする時間とする。

(延長保育事業)

第13条 当園は、それぞれ平常の保育時間を越えて保育が必要な場合には下記により延長保育を行う。

- ① 標準認定子ども・・・18:00～19:00 1時間
- ② 短時間認定子ども・・・保育修了時間より1時間 原則延長保育はありません。

(登降園)

第14条 登降園については原則として、保護者が付き添うものとする。

小学生がお迎えに来た場合は安全面の点から引き渡しを行いません。

保護者以外に依頼する場合はその都度、保育園まで連絡をください。

(年間カリキュラム)

第15条 週案・月案・年間保育計画をその発達段階に応じて園長と主任保育士と保育士で計画を立てる。

(健康管理)

第16条 1、入園している子どもの健康管理に留意し、年2回の健康診断と年2回の歯科検診を受けるものとする。

2、保育園では医師が処方した薬のみ、保護者が与薬依頼表を記入した上で、保護者に代わって子どもに服用させる。

3、職員の健康診断は年1回以上、調理員等の給食関係者及び0歳児の担任の検便は毎月実施するものとする。

(感染症の対応について)

第17条 次のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがある。

- 1、園児が感染症の病気で、他の園児に感染するおそれがあるとき。
- 2、園児が病気等で、健康を損ない通常の保育が困難であるとき。
- 3、ご家族に感染症の方がいる場合は、登園を控えて下さい。

別紙『保育園における感染症の登園基準一覧表』を参照。

(欠席)

第18条 利用乳幼児が欠席するときは、必ず当日午前9時までに電話連絡するものとする。

(保護者との連絡)

第19条 当園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(個人情報の取扱い)

第20条 保育園が保持する個人情報の保護者及び適切な取扱いに関する事項については『個人情報取り扱い』の定めるところによる。

(利用者負担その他費用の種類)

第21条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、与那原町に対し、町の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる支払いを受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する経費としてその実費
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用としてその実費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、当施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるものの実費

3 延長保育の料金は、30分以内の利用150円、30分～1時間以内の利用300円とする。

4 給食費徴収について、対象児童を3歳児以上の園児とし、月額5,500円とする。

内訳は、主食費 800 円、副食費 4,700 円。尚、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第 3 子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
支払方法は口座振替とし毎月 20 日とする。
別紙「給食費のお支払いについて」をご覧下さい。

（緊急時における対応方法）

第 22 条 当園の職員は保育の提供を行っているときに利用乳幼児の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または、利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、与那原町及び利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処理について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。園児がケガなどをした場合に、その治療費が園児賠償責任保険から支給されます。園児賠償責任保険の掛金は園が負担しますので、入園と同時に全園児が自動的に加入することになります。

（非常災害対策）

第 23 条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第 4 項において「計画等」という。）を作成することとする。

2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めるものとする。

3 当園は、毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

（虐待の防止の為の措置）

第 24 条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（苦情解決体制）

第 25 条 保育所における、保護者からの様々な意見・要望・苦情・不満に対する適切な対応を図るための事項については『苦情への対応に関する実施要綱』の定めるところによる。

（給 食）

第 26 条 1、給食献立表は毎月お渡しいたします。
2、アレルギー対象児については、入園前面接で担任と相談のうえ完全除去を行います。

保護者の皆様へ

すみれ保育園は社会福祉法人日新福祉会によって設置経営され児童福祉施設基準を充たして厚生労働大臣の許可を受けた認可保育園です。

定員は100名で、児童福祉法第24条の規定により町長より委託された児童を0歳～5歳迄の保育の必要性の認定を受けた児童を優先的に保育する保育園です。

(健 康)

※朝、体調が悪く病院へ受診する場合、11時以降の登園は健康管理上、受入れが出来ませんのでご理解ご協力をお願いします。なお、皮膚科や歯科等の受診が必要な場合は午後の受診をお願いします。

※病気の場合は治るまで休ませてください。特に他のお子さんに感染するおそれのある病気は医師の許可があるまでお休みし、園の方へ連絡をお願いします。

※解熱剤で熱を下げている場合は登園できません。

解熱剤を使用し24時間を経過した後に熱がないことを確認してください。

下痢や嘔吐等で機嫌が悪い時でも場合によっては連絡致します。

※子どもの健康上、気を付けてほしい点は保育士にご相談下さい。

※朝食は食べさせてから登園するよう早寝、早起きの習慣をつけさせて下さい。

※いつも身体を清潔にし、爪・頭髪等さっぱりと気持ちよく登園できるよう心がけて下さい。

※園で体調が悪くなった場合は、緊急連絡先に連絡をしますので必ず連絡が取れるようにしてください。

(服 裝)

◎着脱のしやすい、汚れてもよいものを清潔にして着せて下さい。

◎事故防止の為、ひものついた服やズボンは避けて下さい。

◎持ち物には全て名前をはっきり書いて下さい。

◎熱中症対策のため帽子は忘れないようにお願いします。

(その他)

◎給食提供について、安心・安全な食事であることを基本とし、食中毒を予防するために食材、調理食品の衛生管理、保管時や調理後の管理徹底を行っています。園児が11時までに登園が出来ない場合は食品衛生上、給食の提供が出来ませんのでご理解ご協力をお願いします。

◎緊急連絡先に変更があった場合は、すぐにお知らせください。

◎職員研修のため月1回の協力願いが必要です。その時は事前に掲示板でお知らせしますのでご協力よろしくお願いします。

◎提出書類は期限内に提出をお願いします。

◎退園するときは、園長または職員までご連絡をお願いします。

(準備するもの)

◎持ち物には必ず名前を書いてください。

◎持ち物は前日で準備して、ビニール袋、タオル等忘れ物のないようお願いします。

0才～1才児	2才児	3・4・5才児
① 着替え(上下)…2組以上	① 着替え(上下)…2組以上	① 着替え(上下)…2組
② 顔ふきタオル…2枚 お風呂用タオル…1枚	② 顔ふきタオル…2枚 お風呂用タオル…1枚	② 顔ふきタオル…2枚 お風呂用タオル…1枚
③ パンツ…………複数枚	③ パンツ…………5～6枚	③ おたより帳
④ ビニール袋……大1枚	④ ビニール袋……大1枚	
⑤ おたより帳	⑤ おたより帳	

◎入園当初はしばらくの間、ならし保育を致します。

お子さんが早く、無理なく園になれるためですので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

より良いサービスを提供するために、みなさまのご意見ご要望をお聞かせ下さい。

(秘密厳守)

事業所名	すみれ保育園	住所	与那原町字板良敷1425 電話 098-946-2324
苦情受付担当者	新里哲司	役職	主任保育士
苦情受付責任者	新里一史	役職	園長
第三者委員	佐藤芳美	電話	098-945-6475
	米須清貴	電話	090-6770-6075